

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和5年（行コ）第90号
事 件 名	所得税更正処分等取消請求控訴事件
判決年月日	令和5年11月30日
判 示 事 項	<p>1 所得税法38条2項にいう「使用又は期間の経過により減価する資産」該当性</p> <p>2 自動車が、所得税法38条2項にいう「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 ある資産が、所得税法38条2項の「使用又は期間の経過により減価」しない資産に該当するか否かの判断は、当該資産が、その属する類型において、社会通念上想定される本来的な目的・効用を前提に、当該目的・効用が期間の経過により減少していくか否かという点から行われるべきであり、ただ、個別の資産につき、その価値が、当該類型の資産に求められる本来的な目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているといえるような例外的な場合には、これと異なる判断がされるにすぎない。</p> <p>2 自動車本来の機能が現在まで維持されており、美的側面及び市場における希少性も価格形成要因の相当部分を占めていると認められるとしても、入手した当時製造から2年しか経過していない状態又は新車で入手したもので、売却時でみても製造から18年又は24年程度しか経過していないなど判示の事実関係の下では、本件の各自動車は、いわゆる「骨とう」に類似するといえる程度の長期間を経てもなお確立した高い価値を維持しているような場合に当たると解することはできないから、その価値が、当該類型の資産に求められる本来的な目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているような例外的な場合に該当せず、所得税法38条2項にいう「使用又は期間の経過により減価する資産」として、取得費控除の対象となる。</p>
事案の概要	<p>個人事業者である亡X₁は、イタリア法人Ferrari N.Vが製造した車両計4台（以下「本件各車両」という。）を所有及び非業務用資産（家用）として使用していたところ、平成27年中にフェラーリF50（以下「本件車両A」という。）を売却し、平成28年中にフェラーリ512TR（以下「本件車両B」という。）及びその他2台を売却した。</p> <p>このうち、本件車両Aは取得価額5389万6450円に対して売却金額1億3500万円、本件車両Bは取得価額2000万円に対して売却金額2300万円と、売却金額が取得価額を上回ったが、亡X₁は平成27年分及び平成28年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の各確定申告書に本件各車両の譲渡所得に関する記載をしなかった。</p> <p>処分行政庁は、亡X₁の平成27年分及び平成28年分の所得税等について、亡X₁の所有していた本件各車両が「使用又は期間の経過により減価する資産」（所得税法38条2項）に該当するとして、その譲渡所得の金額の算定上、取得価額から保有期間に係る減価の額を控除して取</p>

	<p>得費を計算し、また、亡X₁の外貨預金口座への入出金により生じた為替差損益を雑所得として、その譲渡原価を総平均法に準ずる方法により計算した上、申告漏れがあるなどとして、平成30年8月21日付けでそれぞれ増額更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件増額更正処分等」という。）を行った。さらに、処分行政庁は、①亡X₁の平成28年分及び平成29年分の所得税等について、亡X₁が、本件増額更正処分等に先立つ平成30年8月6日に為替差損に係る所得は事業所得に該当することを理由として行った更正の請求に対し、平成30年11月8日付けで更正すべき理由がない旨の通知処分並びに②亡X₁の平成28年分の所得税等について、亡X₁が、本件増額更正処分等後の令和元年8月6日に為替差損に係る所得は事業所得に該当すること及び本件各車両は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当しないことを理由として行った更正の請求に対し、令和元年10月11日付けで更正すべき理由がない旨の通知処分を行った。</p> <p>これに対し、亡X₁が、売却した本件各車両のうち、売却金額が取得価額を上回った本件車両A及びBの2台は、所得税法38条2項にいう「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当しない、為替差損益は譲渡所得に該当するなどと主張して、本件増額更正処分等の一部及び本件各通知処分の取消しを求めた事案である。</p>
訟務月報	70巻11号